

広報やとみ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市有料広告要綱（平成22年。以下「要綱」という。）及び広報やとみ有料広告掲載基準（令和2年。以下「基準」という。）の規定に基づき、弥富市（以下「市」という。）が発行する広報誌「広報やとみ」（以下「広報誌」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広報誌に広告を掲載することができる者、業種、広告の内容、デザイン等は、要綱及び基準の規定を適用する。

2 前項の規定によるもののほか、次のいずれかに該当するものの広告は掲載しない。

(1) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業又はこれに類する業種

(2) たばこ及び酒類に関するもの

(禁止する表現)

第3条 次の各号のいずれかに該当する表現を含む広告は、掲載しない。

(1) 広報誌の一部と混同するおそれがある表現

(2) 市の事業であると錯誤するおそれがある表現

(3) 市が広報誌に広告を掲載することができる者、業種、商品、サービス等を推奨、保証、指定等していると錯誤するおそれがある表現（市が実際にそれらを行っているものを除く。）

(4) その他掲載することが適当でないと市長が判断した表現

(広告の規格)

第4条 広報誌に掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

種別	規格
1種広告	縦65ミリメートル以内×横88ミリメートル以内 4色刷り
2種広告	縦65ミリメートル以内×横180ミリメートル以内 4色刷り

3種広告	縦130ミリメートル以内×横180ミリメートル以内 4色刷り
4種広告	縦60ミリメートル以内×横85ミリメートル以内 4色刷り

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第5条 広報誌への広告は、1種広告、2種広告及び3種広告は裏表紙に、4種広告はくらしの情報ページの最下段に掲載するものとし、掲載位置については、市長が決定する。

2 広報誌の1号当たりの掲載枠数は、次のとおりとする。

(1) 裏表紙については、1種広告8枠を限度とし、2種広告は1種広告を2枠、3種広告は1種広告を4枠として数えるものとする。

(2) くらしの情報ページについては、4種広告8枠を限度とする。

(広告の掲載料)

第6条 広報誌への広告の月額掲載料(消費税及び地方消費税を含む。以下「掲載料」という。)は、次のとおりとする。

種別	掲載料
1種広告	10,000円
2種広告	20,000円
3種広告	40,000円
4種広告	9,000円

2 前項の規定にかかわらず、3か月以上継続して掲載する場合は10パーセント相当額を、6か月以上継続して掲載する場合は20パーセント相当額を、それぞれの掲載料から割り引くものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広報誌への広告の掲載期間は1か月単位とし、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度が替わるときは、改めて申込手続をしなければならない。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広報誌への広告の募集は、広報誌、市ホームページ等で行うものとする。

2 前項の募集は、広告の掲載枠数を新たに設置したとき、又は広告の掲載枠数に空きが生じたときに行うことができる。

3 市長は、前2項の募集を行うに当たって、広告を掲載することができる者に対

し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第9条 広報誌への広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広報やとみ有料広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に市長が別に定める書類を添付して、掲載希望月の3か月前の末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が許可した場合は、この限りでない。

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、速やかに広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて弥富市有料広告審査委員会の審査に付し、その結果を参考として可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広報やとみ有料広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 第1項の場合において、広告の掲載が適当と認める申込みが第5条第2項の規定による掲載枠数を超えるときは、広告掲載希望期間の長いものを優先するものとする。

4 前項の規定によっても、なお掲載枠数を超えるときは、抽選によって掲載を決定するものとする。

(掲載料の納付)

第11条 前条第2項の規定による通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに掲載料を納付しなければならない。

(広告内容等の作成等)

第12条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、申込書と同時に提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告主の届出義務)

第14条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、広報やとみ有料広告掲載申込内容変更届（第3号様式）により、変更等を希望する月の3か月前の末日まで

に市長に提出しなければならない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は広告の掲載を一時停止することができる。

(1) 市長が指定する期日までに掲載料を納付しないとき又は納付する見込みがないとき。

(2) 広告主から掲載取下げの申出があったとき。

(3) 広告の内容等が変更され、要綱及び基準に抵触する場合であって、市長が必要と認めるとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、掲載内容がこの要領に適合しないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したとき、又は広告の掲載を一時停止したときは、広報やとみ有料広告掲載取消通知書（第4号様式）により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により広報誌への広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、広報やとみ有料広告掲載取下届（第5号様式）により広告掲載の取下げを希望する月の原稿締切日の2週間前までに市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(掲載料の還付)

第17条 広告主の責めに帰することができない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、広告原稿の未掲載分に限り、納付済みの掲載料を還付する。ただし、天災、事故等市の責めに帰することができない場合は、この限りでない。

2 掲載料の還付を受けようとする者は、広報やとみ有料広告掲載料還付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(広告主の責任等)

第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、次に定める事項を遵守するものとする。

(1) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと。

(2) 広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していること。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(委任)

第19条 この要領に定めるもののほか、広報誌への広告掲載に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

広報やとみ有料広告掲載申込書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申込者 住所（所在地）

.....
氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名）
.....

広報やとみ有料広告掲載取扱要領第9条の規定に基づき、下記のとおり広報やとみへの広告の掲載を申し込みます。

また、申込みに当たつては、弥富市有料広告に関する規定を遵守し、弥富市の市税等の納税状況を確認することについて、同意します。

記

広告種別	1・2・3・4 種広告		
希望する広告種別の規格以下の掲載	可 ・ 否		
広告掲載期間	月号から 月号まで（ 号連続）		
申 込 者 先	法人その他の団体の概要（※）		
	連 絡 先	電話番号	
		FAX番号	
		E-mail	
	担当者		

（※）当該団体の概要を記載した資料の添付可。

添付書類（住所（所在地）が弥富市内の場合は、2の書類は不要）

- 1 広告原稿
- 2 市町村税について滞納のないことの証明書又は納税証明書

第2号様式（第10条関係）

広報やとみ有料広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



年 月 日付けで申込みのありました広報やとみへの広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない
	(掲載しない理由)
広告種別	種広告
広告掲載期間	月号から 月号まで (号連続)
広告掲載料	円 (号分)
掲載料納付期限	年 月 日 (※)

(※) 同封の納付書によりお支払ください。

第3号様式（第14条関係）

広報やとみ有料広告掲載申込内容変更届

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申込者 住所（所在地）

.....
氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名）
.....

広報やとみ有料広告掲載取扱要領第14条の規定に基づき、下記のとおり広報やとみへの広告の掲載内容の変更を届け出ます。

記

広告種別	1・2・3・4 種広告		
広告掲載期間	月号から 月号まで（ 号連続）		
申 込 者	連 絡 先	電話番号	
		FAX番号	
		E-mail	
		担当者	

添付書類 広告原稿

第4号様式（第15条関係）

広報やとみ有料広告掲載取消等通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



年 月 日付けで決定した広告の掲載については、下記の理由により
決定を取り消します。

記

取 消 理 由	
---------	--

第5号様式（第16条関係）

広報やとみ有料広告掲載取下届

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申込者 住所（所在地）

.....
氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名）
.....

年 月 日付けで決定された広告の掲載については、下記の理由により取り下げます。

記

取 下 理 由	
---------	--

第6号様式（第17条関係）

広報やとみ有料広告掲載料還付請求書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

請求者 住所（所在地）

.....
氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名）
.....

広報やとみ有料広告掲載料について、下記のとおり還付を請求します。

記

還付請求金額	円	
	（ 月 号 から 月 号 までの 号 分 ）	
振込金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店
	預金種目	1 普通 2 当座
	支店番号	口座番号
	フリガナ 口座名義人（※）	

（※） 口座名義人は、請求者本人としてください。